

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

基本的な考え方は、「食」を通じて、世界の人々の生活を豊かにするという夢の実現を目指して、多くのお客様の「幸せ」に貢献するため、世界に広がり続けるグループ各社との連携を深めるという企業理念のもと、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーの利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えております。そのためには、当事業が安定的かつ持続的な発展を果たすことが不可欠であり、このような発展の基盤となる経営の健全性、透明性及び効率性が確保された体制の整備を進めることをコーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2 議決権の電子行使環境の整備及び招集通知の英訳】

当社では、議決権電子行使プラットフォームに関しては、具体的な実施時期を含め、今後検討してまいります。なお、招集通知の英訳に関しては実施し、自社ホームページ上で公表しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ

当社の経営理念は、当社ホームページ及び会社案内等で公開しています。経営戦略、経営計画については、有価証券報告書等に記載しています。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1.1 基本的な考え方」に記載しています。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等については、株主総会において承認を得た範囲内で、監査等委員でない取締役については取締役会の一任を得た会長が決定し、監査等委員である取締役については監査等委員間の協議で決定しています。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役は取締役会長または社長、執行役員候補は取締役の推薦により、知識・経験が豊富であり、それぞれの部門の業務に精通し、誠実な人格を有し、執行能力に優れた者から選任します。解任は、取締役会での慎重な協議によりそれを決定します。監査等委員候補は、法令、企業倫理の遵守に徹する見識を持ち、中立的、客観的な視点から取締役の職務執行を監査し、当社の健全経営の維持向上への貢献が期待できる者を選任します。尚、監査等委員である取締役の選解任に関する議案を株主総会に提出する際には監査等委員会の同意を得るものとされています。

() 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

個々の選解任・指名については株主総会招集通知において開示する予定であります。

【補充原則4-1 後継者育成計画】

執行役員及び部長職等の経営幹部層に関しては、後継者育成の観点から、グループの重要な会議等への出席によるグループ経営への参画の機会を設けております。それら経営幹部層については個々の責務を明確化し、それら責務に対する業績等の評価の後継者育成への活用検討を進めておりますが、後継者計画及び後継者の育成について十分な議論がなされていないとは言えないため、取締役会において引き続き議論を重ねてまいります。

【補充原則4-2 経営陣の報酬制度】

当社は、経営陣の報酬を業績に連動させることは、持続的な成長に向けたインセンティブになるものと理解しております。今後は、自社株報酬等、より持続的な成長に寄与すると考えられる報酬制度を検討してまいります。

【補充原則4-3 CEO等の選解任】

当社は、CEO等の選解任について一律の基準・要件は定めておりません。CEO等の選任は会社における最も重要な戦略的意思決定であることをふまえ、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得たうえで、資質を備えたCEO等を選任しております。CEO等の解任は、法令・定款等への違反や当社企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くしたうえで決議することになります。

【補充原則4-10 独立した諮問委員会の設置】

当社は、独立社外取締役を2名選任しております。それら取締役は、企業経営者としての専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役への意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。任意の諮問機関としての委員会は設置しておりませんが、現時点では、取締役会の場において適切な関与・助言が得られているものと考えております。

【補充原則4-11 取締役会の実効性の分析・評価】

取締役会全体の実効性の分析・評価については、重要な課題であると認識しています。今後取締役会の機能を向上させるという観点から、評価の方法も含めて検討していきます。

【補充原則4-14 】

当社は、取締役として十分な知見、資質を有し、その職務遂行にふさわしいか否かを判断した上で指名し、株主総会の承認を得たものであり、取締役に対するトレーニングの必要性は現在のところ認識していません。しかしながら、当社の事業、財務、組織、経営計画・状況、各役員の役割・

責務、その他当社を取り巻く環境について、情報を共有すること、特にコーポレート・ガバナンス、企業倫理に係る共通認識を持つことは非常に重要な課題であると認識しています。今後は、取締役及び執行役員を対象とした研修会を実施していくことを検討いたします。

【原則5-2 資本コストを把握した上での経営戦略・経営計画の策定・公表】

当社は2020年までの中期経営計画を策定・公表いたしておりますが、その中においては自社の資本コストを算定しておりません。しかしながら、事業上の設備投資が比較的小さい当社においては、ROWC(Return On Working Capital)を経営戦略・計画策定における尺度として取り扱っております。

*ROWC:分子を各事業における営業利益とし、分母を運転資本(売上債権+棚卸資産等 - 仕入債務)とした指標。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、現時点では政策株式を保有しておりません。今後その保有を検討する際には、取引先との関係維持・強化や事業戦略上の観点また保有に関する便益と資本コストが見合っているか等を具体的に精査し、当社の中長期的な企業価値向上に資すると認められるものであることをその決定にあたっての方針といたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間取引規程において取締役会での承認・報告を要することを定めております。取締役会の決議には特別利害関係人に該当する者は参加させず、それ以外の取締役に決議を行っております。また定期的に取引の有無を確認しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の制度を設けておりません。将来、導入を検討する場合は、当社の財政状況に対するリスクが生じることのないよう、運用に対する十分なスキルを有した人材の配置を検討いたします。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ

当社の経営理念は、当社ホームページ及び会社案内等で公開しています。経営戦略、経営計画については、有価証券報告書等に記載しています。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1.1基本的な考え方」に記載しています。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等については、株主総会において承認を得た範囲内で、監査等委員でない取締役については取締役会の一任を得た会長が決定をし、監査等委員である取締役については監査等委員間の協議で決定しています。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役は取締役会長または社長、執行役員候補は取締役の推薦により、知識・経験が豊富であり、それぞれの部門の業務に精通し、誠実な人格を有し、執行能力に優れた者から選任します。解任は、取締役会での慎重な協議によりそれを決定します。監査等委員候補は、法令、企業倫理の遵守に徹する見識を持ち、中立的、客観的な視点から取締役の職務執行を監査し、当社の健全経営の維持向上への貢献が期待できる者を選任します。尚、監査等委員である取締役の選解任に関する議案を株主総会に提出する際には監査等委員会の同意を得るものとしています。

() 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

個々の選解任・指名については株主総会招集通知において開示する予定であります。

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、定款及び法令に定めるもののほか、取締役会規程を定め取締役会での決議事項を明確にしています。取締役会は、取締役会で判断・決定すべき事項以外の通常の業務執行については、業務執行取締役・執行役員に適切に委任し、職務執行の状況を監督しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役候補者の選任に当たっては、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の要件を充足し、かつ取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者としております。

【補充原則4-11 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、平成28年3月22日開催の株主総会決議を経て監査等委員会設置会社に移行いたしました。

取締役の構成人員は7名、うち監査等委員が3名としています。業務執行取締役4名は業界経験、経営全般、経営管理等の知識・経験・能力に優れたメンバーとしています。また、監査等委員である取締役の構成人員3名のうち2名は独立社外取締役として、グローバルな経営や投資・金融等専門性の高い知識と豊富な経験を有しておりますので、取締役会はバランス良く構成されているものと考えております。

当社では、取締役候補者は、経営全般、財務等の各分野において、国内、海外における専門的知識と豊富な経験を有するものから取締役会長または社長の推薦に基づき、取締役会における審議を経て株主総会へ推薦しております。

【補充原則4-11 取締役の兼務状況】

社外取締役の兼務状況については、定時株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しております。

常勤取締役においては、当社以外の上場会社役員を兼務している者はありません。

【補充原則4-11 取締役会の実効性の分析・評価】

取締役会全体の実効性の分析・評価については、重要な課題であると認識しています。今後取締役会の機能を向上させるという観点から、評価の方法も含めて検討してまいります。

【補充原則4-14 取締役のトレーニング方針】

当社は、取締役として十分な知見、資質を有し、その職務遂行にふさわしいか否かを判断した上で指名し、株主総会の承認を得たものであり、取締役に対するトレーニングの必要性は現在のところ認識していません。しかしながら、当社の事業、財務、組織、経営計画・状況、各役員の役割・責務、その他当社を取り巻く環境について、情報を共有すること、特にコーポレート・ガバナンス、企業倫理に係る共通認識を持つことは非常に重要な課題であると認識しています。今後は、取締役及び執行役員を対象とした研修会を実施していくことを検討してまいります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、経営企画室を担当部署とし、株主や投資家に対し、適切な情報開示を図っております。機関投資家に対しては年2回、代表取締役が出席して決算説明会を開催するとともに、その他の株主、投資家からの問合せについても可能な限り対応しており、株主との建設的な対話を持つ機会を設けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
多津巳産業株式会社	6,235,000	43.45
洲崎 良朗	2,910,000	20.27
公益財団法人洲崎福祉財団	1,300,000	9.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	721,000	5.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	429,000	2.99
GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	294,000	2.05
金井 孝行	140,000	0.98
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	119,000	0.84
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	118,000	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	87,000	0.61

支配株主(親会社を除く)の有無

洲崎 良朗

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

現時点では、支配株主との取引関係はございません。

今後、支配株主との取引を行う場合は、一般の取引条件と同様の条件によるものとし、当社グループ及び少数株主の利益を害することがないように適切に対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
能見 公一	他の会社の出身者													
大村 由紀子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
能見 公一			能見氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。	能見氏は農林中央金庫及びあおぞら銀行にて金融業の経営に、また産業革新機構において投資活動を通じた新規事業の育成及び企業の自己変革の支援等の業務に携わってこられました。幅広い経験と識見により当社の取締役会・監査等委員会を通してガバナンスの強化に貢献してもらえらるものと考えます。
大村 由紀子			大村氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。	大村氏は、外資系金融機関や世界銀行グループ、国際農業開発基金等において、幅広く金融業務や経営に携わってこられました。国際経験も豊かで「食」に対する高い識見も具備されています。当社の取締役会・監査等委員会を通してガバナンスの強化に貢献してもらえらるものと考えます。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社では監査等委員1名が常勤であることから、適切な情報の伝達、十分な情報の収集、会計監査人や内部監査室との緊密な連携を実現できるものと判断し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置かないものとします。しかし、監査等委員会より求めがあった場合には、必要な使用人を置くことで監査等委員会の職務遂行を補助する体制を確保することとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査室が行った監査に関する報告を受けるほか、内部監査室と日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体として効果的な監査が実施できる体制を構築しています。監査等委員会、会計監査人、内部監査室は定期的に意見・情報交換を行う場を設ける等、相互連携を図っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点ではインセンティブの付与を計画しておりませんが、取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、職務に精励する動機付けを行うため、必要に応じ、付与を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度内において、各役員の職務の内容や成果等を総合的に勘案して報酬額を決定しております。なお、監査等委員でない取締役の報酬は取締役会、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会における協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

必要に応じて社外取締役に随時情報を伝達しております。また、取締役会、監査等委員会開催の都度、原則として事前に関係資料を配布することとし、十分な検討時間を確保できるようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会及び監査等委員会設置会社であります。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は、以下のとおりであります。

取締役会

取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営上の重要な事項に関する意思決定機関及び取締役の職務執行の監督機関として機能しており、当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役7名(うち社外取締役2名)で構成されております。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会や四半期に1回の決算承認を主目的とする取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。

監査等委員及び監査等委員会

監査等委員は、取締役会以外にも重要な会議体へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。監査等委員会は、本書提出日現在、監査等委員3名(うち社外取締役2名)で構成されております。監査等委員会は、原則として月1回の定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査等委員相互の情報共有を図っております。また、監査等委員は、内部監査人及び会計監査人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

執行役員制度及び執行役員会

当社は、取締役会の活性化と経営意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会において選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い業務執行を行っており、本書提出日現在4名です。また、当社は、執行役員の業務執行に関する報告及び改善施策の立案、取締役会決定事項の伝達及び周知並びに役員間の情報交換を図る会議体として、執行役員会を設置しております。執行役員会は、執行役員並びに業務執行取締役を構成員とし、原則として月の後半に1回以上開催しております。

グループガバナンス・ビジネスエシックス担当室

当社は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンス体制が適切に整備・運用されていることを継続的にモニタリングするためにグループガバナンス・ビジネスエシックス担当室を設置しております。同室は、月1回以上の頻度でコンプライアンス会議を開催し、重要な問題が生じた場合には直ちに必要な対応を協議・決定した上で取締役会へ報告しております。

内部監査及び監査等委員監査

当社の内部監査は、他から独立した部署として内部監査室を設置し、企業集団各社の組織、制度及び業務の運営が諸法規、会社の経営方針、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に実施されているか否かを検証、評価することにより、経営管理の諸情報の正確性を確保し、業務活動の正常な運営と改善向上を図ることを目的として実施しております。内部監査室は、監査結果を代表取締役会長に報告し、改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。当社の監査等委員会監査は、監査等委員3名にて実施しており、定期的に代表取締役との意見交換及び内部監査人との情報交換を実施するとともに、必要に応じて業務執行取締役から報告を受け、業務執行取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。なお、同監査法人は業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指有限責任社員 業務執行社員 津田良洋、木村尚子

監査業務に係る補助者の構成 公認会計士12名、その他16名

なお、当社は平成31年3月27日開催の第72回定時株主総会において、有限責任監査法人トーマツに代えて、新たにEY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任いたしました。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度内において、各役員の職務の内容や成果等を総合的に勘案して報酬額を決定しております。なお、監査等委員でない取締役の報酬は取締役会、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会における協議により決定しております。

取締役の責任免除、責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の定める限度において、免除することができる旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であ

るものを除く)との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社はコーポレート・ガバナンス体制として、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しています。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより監査・監督の実効性を向上させ、また、社外取締役を配置することで、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、重要な業務執行の決定の全部又は一部の取締役への委任を通じて取締役会における迅速な意思決定を実現することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としたものであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算の早期化により、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した開催日程とするよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	具体的な実施時期を含め、今後検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	具体的な実施時期を含め、今後検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳に関しては自社ホームページ上で公表しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIRポリシーとして掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	集合形式でのラージ・ミーティングの開催等今後検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後の決算説明会の開催(年2回)や必要に応じた電話会議等、引き続き実施してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家を個別訪問するとともに、随時来社に対応しております。また、証券会社のカンファレンスにも定期的に参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	電子公告、決算公告、決算短信、有価証券報告書及び招集通知をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、経営企画室です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、グローバルな視野と、フロンティア精神、そしてリベラルな価値観を尊ぶ社風を経営の基本理念としております。これからも、この創業の精神を発展させ、より完全な無(多)民族、無(多)国籍企業を目指す一方、敢えて短期は追わず長期の視点よりの事業運営を旨とし、企業存在の根本である社員の生活の安定と向上を図りつつ、ステークホルダーの皆様の負託にこたえて参りたいと考えております。また、グループ全ての取締役、執行役員、監査役及び当社において雇用されている者が遵守すべき行動規範として「倫理規程」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関しては、金融商品取引法や上場している金融商品取引所の適時開示規則に則って情報を開示してまいります。また、お客様、地域社会等のステークホルダーの立場を尊重するうえで、情報提供が必要と判断した情報については、迅速、正確かつ公平な開示に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保する為の体制(内部統制システム)は次の通りです。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備することにより、法令・定款を遵守し、取引先や投資家ほか当社グループを取り巻くあらゆる関係者に対して誠実に行動をとり、企業としての使命である社会的責任を果たします。

1. 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、法令及び定款を遵守するとともに「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等の関連規程のもとに、その役割及び責任を明確にします。取締役及び使用人は、全社、各部門及びグループ各社の単位で、これらの関連規程に服することを徹底することとします。
- ・取締役及び使用人が、法令、定款または関連規程の違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会、取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化することとします。
- ・内部監査室は、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めることとします。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の重要な意思決定または重要な報告に関しては、社内規定(文書管理規程)に従い、適切な管理を行い、取締役、監査等委員がこれらの文書を閲覧できるものとします。

3. 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社取締役および子会社の取締役は、それぞれの担当部署において、業務執行にかかる種々のリスク評価、識別、監視の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を整備します。
- ・当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが発生または発生が予測される場合は、当該担当取締役は直ちに代表取締役に報告します。代表取締役は、必要に応じ代表取締役を対策本部長とするリスク対策本部を設置するとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーに相談し、損害の拡大を防止し、損害を最小限に食い止める体制を整備することとします。

4. 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会で、各取締役の担当役割及び担当部門を決定し、業務執行責任を明確にすることとします。
- ・取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督するものとします。
- ・担当取締役は、担当する業務の執行状況を監督し、各部門の実施状況は、部門責任者が参加する会議にて評価することとします。

5. 当社の子会社の取締役その他取締役に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社の子会社については、「関係会社管理規程」に基づき管理、監督、指導を行い、子会社のガバナンスが確保できる体制を作ることとします。
- ・子会社の重要な事項は、当社の経営企画室を経る形の稟議申請を行うこととし、業務の適正を確保することとします。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ・監査等委員1名が常勤であることから、適切な情報の伝達、十分な情報の収集、会計監査人や内部監査室との緊密な連携を実現できるものと判断し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置かないものとします。しかし、監査等委員会より求めがあった場合には、必要な使用人をおくことで監査等委員会の職務遂行を補助する体制を確保することとします。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項、及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人をおいた場合には、当該使用人に関し、監査等委員会の補助者としての職務においては、監査等委員会の指示のみに従うものとします。また、当該要員の人事異動、人事考課及び懲戒処分には、監査等委員会の承認を得なければならないものとします。

8. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、及び前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人等は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時はただちに監査等委員会に当該事実を報告することとします。
- ・また、監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)または使用人等に対し、報告を求めることができることとします。
- ・当社は、監査等委員会へ報告したことを理由とした不利益な処遇は一切行わないこととします。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)する際に生ずる費用の前払又は支払の請求をしたときは、速やかに処理するものとします。

10. その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、代表取締役社長、取締役(監査等委員である取締役を除く)、会計監査人及び内部監査室長と随時面談を行い、意見交換を実施するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社、当社の子会社及び関連会社(以下、「当社」といいます)は、社会的責任ある企業として、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力による被害を防止するため、以下の通り、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当社は、取引関係を含め、反社会的勢力との一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対して、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。

- 3.当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じます。
- 4.当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5.当社は、いかなる理由があっても、反社会的勢力との裏取引や反社会的勢力への資金提供は絶対に行いません。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除に対する基本的事項を定めた反社会的勢力対応規程において、総務部を担当部署とし、同部が、警察等関連機関、顧問弁護士等と連携しながら、反社会的勢力に関する情報の収集や管理、社内体制の整備、研修活動の実施等を行い、事業活動における各種リスクの予防を行っております。

また、反社会的勢力対応規程の下位規程として、反社会的勢力との具体的な対応方法や反社会的勢力の調査方法を定めた反社会的勢力対応細則、反社会的勢力調査要領を制定し、反社会的勢力排除の実効性の向上に努めております。

その他

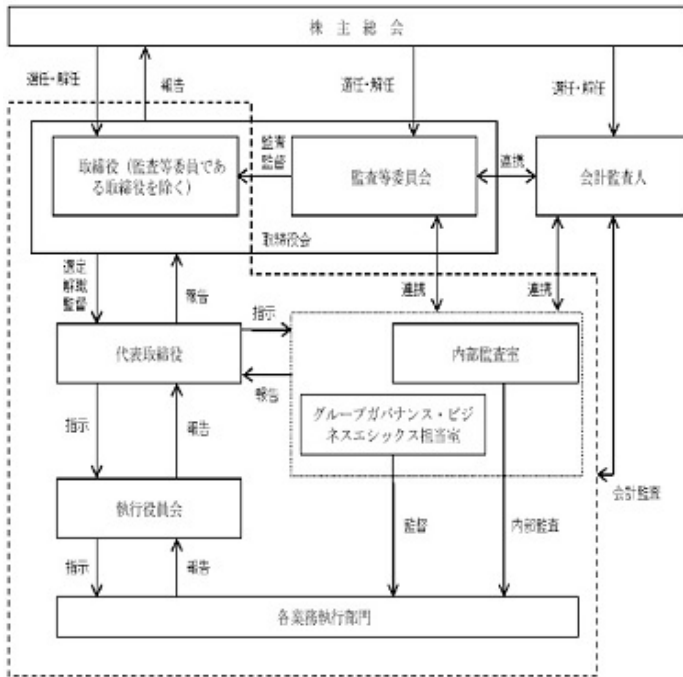
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

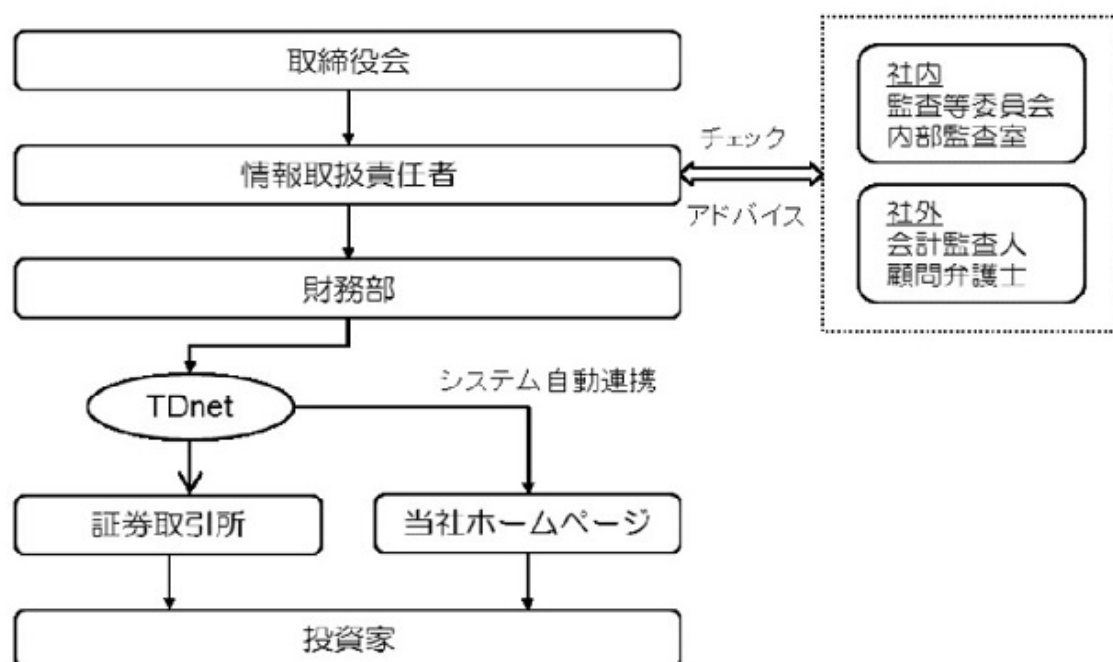
なし

該当項目に関する補足説明

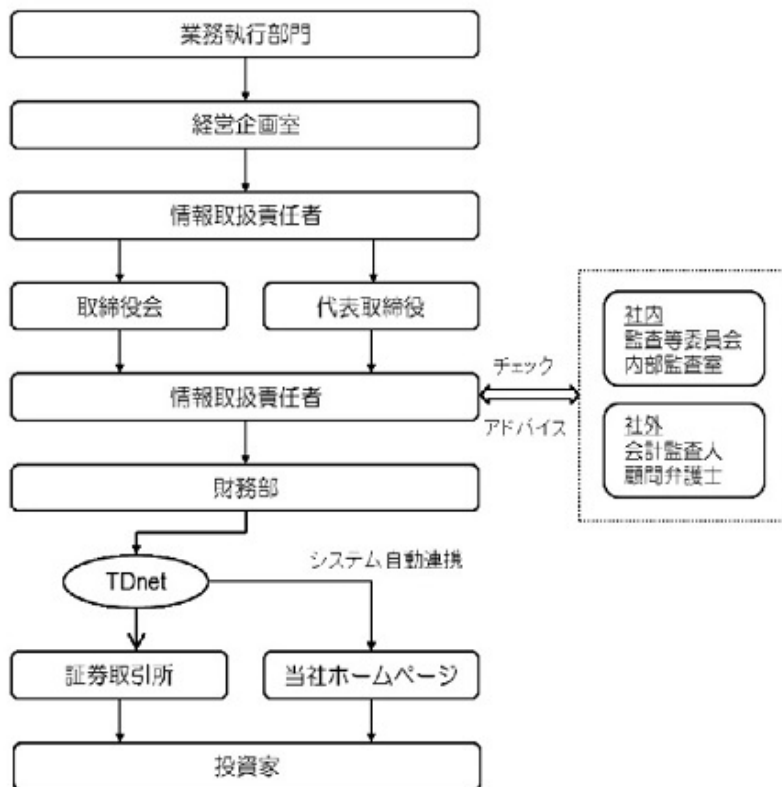
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



< 決定事実の適時開示体制 >



<発生事実の適時開示体制>



<決算情報の適時開示体制>

